

## 商品概要説明書

項 目	内 容
商 品 名 (愛称)	・財形住宅預金 (住宅財形)
販売対象	・個人のみ(新規預入時55歳未満に限ります。)
期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年以上</li> <li>・預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金としてお預かりします。</li> <li>・最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動継続します。なお、最長預入期限を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。</li> </ul>
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。</li> <li>・1,000円以上</li> <li>・1円</li> </ul>
払戻方法	・持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに払い戻します。
利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算</li> </ul>
手 数 料	—
付加できる特約	・550万円まで「財産形成貯蓄非課税制度(マル財)」の取扱ができます。

項 目	内 容														
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</li> <li>当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、その利息は次の利率により計算します。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="679 506 1305 902"> <thead> <tr> <th>預入していた期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上 1年未満</td> <td>2年以上の利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上 1年6か月未満</td> <td>2年以上の利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上 2年未満</td> <td>2年以上の利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上 2年6か月未満</td> <td>2年以上の利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上 3年未満</td> <td>2年以上の利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	預入していた期間	適用利率	6か月未満	解約日における普通預金利率	6か月以上 1年未満	2年以上の利率×40%	1年以上 1年6か月未満	2年以上の利率×50%	1年6か月以上 2年未満	2年以上の利率×60%	2年以上 2年6か月未満	2年以上の利率×70%	2年6か月以上 3年未満	2年以上の利率×90%
預入していた期間	適用利率														
6か月未満	解約日における普通預金利率														
6か月以上 1年未満	2年以上の利率×40%														
1年以上 1年6か月未満	2年以上の利率×50%														
1年6か月以上 2年未満	2年以上の利率×60%														
2年以上 2年6か月未満	2年以上の利率×70%														
2年6か月以上 3年未満	2年以上の利率×90%														
税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>元金残高が「財産形成貯蓄非課税制度（マル財）」の申告額を超えると、課税扱い（分離課税20%）になります。</li> <li>※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。</li> </ul>														
金利情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>店頭窓口へお問い合わせください。</li> </ul>														
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人1口座のお取扱いになります。</li> <li>住宅取得目的外での払い出しは、非課税扱いで支払われた利息について5年間にわたり遡及して20%の税率により計算した税額を追徴します。</li> </ul>														
預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</li> </ul>														

項 目	内 容
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>〔銚子商工信用組合本部相談窓口〕</p> <p>電話番号：0120-725-362</p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、営業店店頭掲示ポスターをご覧ください。</p> <p>ホームページは <a href="https://www.choshi-shoko.co.jp/">https://www.choshi-shoko.co.jp/</a></p> </li> <li> <p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記銚子商工信用組合本部相談窓口またはしんくみ相談所までお申し出ください。またお客様から上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>〔一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所〕</p> <p>電話番号：03-3567-2456</p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5</p> </li> </ul>